



宮城県（長政）指令第1518号

柴田郡柴田町船岡新栄4-4-1
みやぎ県南医療生活協同組合

令和6年2月8日付けで申請のありました令和5年度宮城県高齢者施設エネルギー価格高騰対策事業補助金については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第4条の規定により、下記の条件を付けて
金155,000円を交付し、同規則第13条の規定により、その額を
金155,000円に確定します。

令和6年2月27日

宮城県知事 村井嘉浩



記

- 1 この補助金に関する証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 2 補助金の交付対象となった施設が令和6年3月31日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合又は定員を減少させた場合（以下「廃止等」という。）、その旨を県に報告するとともに、令和5年度宮城県高齢者施設エネルギー価格高騰対策事業補助金交付要綱別表2に基づいて算出された額を返還しなければならない。（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）
- 3 この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- 4 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（担当：保健福祉部長寿社会政策課施設支援班）



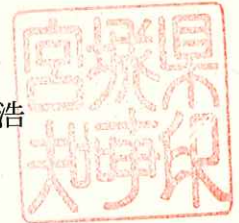
宮城県（医療）指令第 2784 号

柴田郡柴田町船岡新栄 4-4-1
みやぎ県南医療生活協同組合

令和 6 年 1 月 16 日付けで申請のありました令和 5 年度宮城県医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金については、補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号）第 4 条の規定により、下記の条件を付けて金 80,000 円を交付し、同規則第 13 条の規定により、その額を金 80,000 円に確定します。

令和 6 年 3 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



記

- 1 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- 2 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（担当：保健福祉部医療政策課）

(1-0601-316)